

扶桑商工通信

令和4年12月号

発行 扶桑町商工会

扶桑町中小企業等エネルギー価格高騰支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症や世界情勢の変動等、長引く原油価格高騰により町内事業者の経営に影響が出ている。これらの状況から事業者支援の為、扶桑町より11月1日に町内事業者に対して事業運営に係る燃料費（ガソリン・灯油・軽油・重油・オイル代等）及び光熱費（電気代及びガス代等）に対し一部を助成する施策が発表された。

申請書の中身を見てみると、本年7月から10月までに使用した燃料代と光熱費を月ごとに集計し、その証票書類を添付する必要がある。ま

扶桑町中小企業等エネルギー価格高騰支援事業補助金 QR



詳しくは、同封の別紙資料を参照。
問い合わせ：扶桑町産業環境課
TEL：0587-93-1111

た、多くの事業者では口座振替やクレジットカードでの支払いにより使用月と支払月にズレが生じる為、通帳から引き落とされた月ではなく、領収書や明細を確認のうえ、使用月にて集計することに注意が必要だ。（尚、口座振替やクレジットカードでの支払いの場合、証票書類は明細＋引き落とされた通帳のコピー）

経営形態や従業員数によって助成額の上限が変わる為、申請する際には自身の助成額がいくらか確認した後に必要最小限度の金額を集計し、それに合わせた証票書類を用意することが最適と考えられる。

申請書と誓約書とは別に個人事業主では確定申告書、法人では法人登記事項証明書のコピーの提出も必要となる。扶桑町HPをよく確認し、申請を済ませましょう。申請期限は令和5年1月31日迄。

メッセナゴヤ2022

11月16日（水）～18日（金）にてメッセナゴヤ2022が開催され、扶桑町商工会からダイワ化工(株)、東洋金属(株)、(株)名古屋モールド、(株)セイシンエココーポレーションの4企業が出展しました。

10月号でも紹介のとおりメッセナゴヤは「異業種交流の祭典」。業種や業態の枠を超え幅広い分野・地域での相互の取引拡大を図る日本

最大級のビジネス展示会。本年度は3日間の開催で延4万人を超える来場がありました。

扶桑町商工会では2017年より参加し、今回で6年目。これまで複数の出店事業者が参加する中で、展活セミナーやこれまでの経験を活かした挑戦を継続してきた結果、展示やブースへの理解が深まり「来場者を引き込む形」が出来上がり、他のブースと比較しても1歩先を行く展示を行っております。

出展者からは「メッセナゴヤに出店後、半年や1年経ってから先方より取り引き依頼の連絡が来ることもあり、出店効果を短期間に表すことは難しいものの、企業同士のマッチングの難しさや重要性を理解することで、確実に売り上げに繋がっている」とお話を伺いました。



メッセナゴヤ2022当日写真

本年12月、令和5年1月の事業予定

12月1日(木)～2日(金) 午前10時～午後4時

創業塾チャレンジショップ

イオンモール扶桑セントラルコートにて開催

12月7日(水) 午前9時～12時

インボイス個別相談会(完全予約制)

相談員 税理士 片山 泰宏氏

12月16日(金) 午後2時～

メタバース体験会(完全予約制)

バーチャルマーケット2022へ参加

12月19日(月) 午後7時～9時

自分と仲間をを活かし弱みを無効化するハーマンモデルセミナー

講師 社会保険労務士 岩田 健一氏

12月25日(日) 午後2時～

女性部クリスマスコンサート(完全予約制)

扶桑町文化会館にて開催

令和5年1月10日(火)、11日(火) 午前9時～午後12時

年末調整指導会(完全予約制)

片山税理士、會津税理士、間宮税理士

令和5年1月24日(火) 午後1時～午後4時

補助金個別相談会(完全予約制)

相談員 中小企業診断士 高橋 広貴氏

持ち物 ご自身で作成した補助金の申請書

3期分の決算書、確定申告書、その他補助金を受

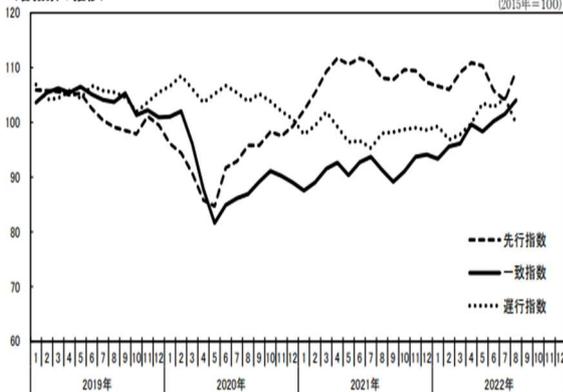
けたい事業の内容が分かるもの

地域経済動向報告

景気動向指数、あいちの景気動向指数、中小企業景況調査報告書、OKB 景況指数より参照。令和4年8月分あいちの景気動向指数が10月末に掲載された。8月CI(2015年=100)は先行指数及び一致指数ともに上昇しているものの、遅行指数においては4.6ポイント、2ヵ月ぶりの低下となった。詳しくは扶桑町商工会 HP。

(<http://www.fusoci.jp/cyousa/cyousa.html>)

<各指数の推移>



安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!

